

六七年前の六月一八日

この日は、浜松が大空襲を受けた日

◎被害は、死者約三千三百名、負傷者約三千名近い！（空襲による総計）

★浜松が、米空軍B29の猛爆撃によって焼け野原と化してから満六七年。

★戦時中、日本には大日本帝国陸・海・空軍があり、国家総動員法（今日の有事法制のようなもの）が完備されていたのです。

・つまり日本は、軍隊と国家総動員法を持つことによって、無謀な侵略戦争に突入し、戦火を交える中で反撃を受け、浜松の町も廃墟と化し、無惨な敗北を喫したのです。

★その戦争の後悔と反省とから、日本は、世界でも例を見ないと言われる「平和主義を貫く憲法：戦争放棄、戦力不保持、交戦権も認めず：第九条」を定めたのです。

★しかし今日、自衛隊は、いつの間にか世界有数の軍隊となり、世界第三〜四位の軍事費を予算化し、有事法制も成立しました。

・これでは、全く戦前・戦中と同じではありませんか。

※その自衛隊の中で、しかも浜松北基地：戦時中は「陸軍爆撃隊」と称した：の中で、七年前の秋に、上官から執拗なパワハラ・イジメを受け、二九歳の自衛官が妻と生まれたばかりの子どもを残して、自ら命を絶しました。

※悲しみの遺族らは、真相究明のために奔走しましたが、自衛隊側はイジメなどを認めようとせず、不誠実な態度に終始したことを受け、三年後に提訴に踏み切りました。そして三年間の裁判の戦いを終え、昨年七月に、勝利判決の時を迎えることができたのです。

※この裁判では、何が争われ、遺族は何を求めたのでしょうか？

◆お聞きになり、一緒に考えませんか。

「―――」 「集会の案内」

◆名称：第二五回「六・一八浜松大空襲と平和憲法を心に刻む集会」

◆日時：二〇一二年六月一九日（火）午後七時〜九時（予定）

◆場所：遠州教会（浜松市中区紺屋町三〇一〜十五）

◆講演「浜松基地自衛官人権裁判

：その内容と判決の意義」

――― *講師：塩沢忠和氏（弁護士）：今回の浜松裁判弁護士（）

――― *主催：浜松市憲法を守る会、静岡県西部地区平和遺族会

―――